

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

| | |
|------------------------------------|-----|
| 告 示 | ページ |
| ○区画漁業の免許 (漁業管理課) | 1 |
| ○国土調査の指定 (用地対策課) | 1 |
| ○地籍調査の事業計画の一部変更 () | 1 |
| ○道路の区域変更 (道 路 課) | 1 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課) | 1 |
| 高知県教育委員会規則 | |
| ◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |

告 示

高知県告示第721号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を平成23年11月8日に免許した。

平成23年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種 くろまぐろ）（1件）

| 漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号 | 漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） | 免許の内容 | 制限又は条件 | 存続期間 |
|----------------------|--------------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 区 第3, 201号 | 幡多郡大月町橘浦263番地 橘浦漁業協同組合 代表理事 中野 松生 | 平成23年8月高知県告示第514号の | 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 | 平成23年11月8日から平成25年8月 |

| | | |
|--|-------------|-----------|
| | と お り | 31日 まで |
|--|-------------|-----------|

高知県告示第722号

安芸郡馬路村における地籍調査について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の年月日
平成23年11月8日
- 2 調査を行う者の名称
馬路村
- 3 調査地域
安芸郡馬路村馬路の一部
- 4 調査期間
平成23年11月14日から平成24年3月30日まで

高知県告示第723号

平成23年5月高知県告示第288号で告示した平成23年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

| 区分 | 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----|-----------|------------------------|---------|
| 変更前 | 北川村 | 安芸郡北川村西谷及び柏木の各一部 | 平成23年度中 |
| 変更後 | | 安芸郡北川村西谷、柏木及び平鍋の各一部 | |
| 変更前 | 土佐町 | 土佐郡土佐町上津川の一部及び井尻 | 平成23年度中 |
| 変更後 | | 土佐郡土佐町上津川及び南泉の各一部並びに井尻 | |

高知県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年11月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|--------------|------------|
| 高岡郡中土佐町久礼字権現谷7609番5から 高岡郡中土佐町久礼字権現谷7609番1まで | 前 | 3.5 } | 109 |
| | 後 | 4.5 } | |
| | | 20.8 | 83 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市中汐田土地改良区の解散を平成23年10月25日に認可した。

平成23年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月8日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第23号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の長岡郡の大豊町の項及び2級の長岡郡の大豊町の項を削る。

別表第3長岡郡の大豊町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月8日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第24号

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表小学校の項中「40人」を「40人（第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。